

発議第 13 号

臨時的な協議又は調整を行うための場の設置について（案）

山形県議会会議規則第 123 条第 2 項の規定により、臨時的な協議又は調整を行うための場を次のとおり設ける。

- 1 名 称 山形県議会機能強化推進会議
- 2 目 的 議会機能の強化など議長が指定する課題について、議会運営委員長が協議事項を調整するにあたり依頼する各種調査や提案等の検討
- 3 構 成 員 議長が指名する議員
- 4 招集権者 山形県議会機能強化推進会議座長
- 5 期 間 目的に係る協議の終了まで

以上の議案を、山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 7 月 2 日

山形県議会議長 金 澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 奥 山 誠 治